

## 新型コロナウイルス対策（緊急事態宣言の延長など）

14日、バハマ政府は緊急事態宣言を延長するとともに、ワクチン接種完了者に対する緩和など新たな新型コロナウイルス対策を発表しました。概要以下のとおりです。

詳細はこちらをご確認ください。

<https://opm.gov.bs/category/press-room/emergency-orders-covid-19/>

### 1 ワクチン接種者に対する緩和など

ア 国内のレストランは、ワクチン接種完了者に対し屋内での飲食提供可能。

イ ワクチン接種完了者は、ニュー・プロビデンス島からグランド・バハマ島に渡航する際、RT-PCR検査を不要とする。また、5日目に求められる二次検査も不要とする。

ウ トラベルヘルスビザはワクチン接種完了者であっても引き続き必要。バハマ国民及び居住者のワクチン接種完了者については、トラベルヘルスビザの料金が10ドルに減額、国内旅行においては免除される。

エ 偽造されたワクチン接種記録を提示したものは、1万ドルもしくは2年の懲役、あるいはその両方が課せられる。

### 2 外出禁止令

ア 外出禁止令が実施されていたアバコ島、エリ्यूセラ島、エグズーマ島の日々の外出禁止令は解除。

イ グランド・バハマ島の外出禁止令は引き続き午後11時から午前5時まで、ニュー・プロビデンス島の外出禁止令も引き続き午後10時から午前5時で施行。

### 3 国内移動の際の検査要否

ア アバコ島、エリ्यूセラ島、エグズーマ島からの渡航者に対するRT-PCR検査要件は不要となる。

イ ニュー・プロビデンス島及びグランド・バハマ島からの渡航者に対するRT-PCR検査要件は、検査要件を免除されているワクチン接種完了者を除いて、引き続き適用。

引き続き感染予防とともに、関連最新情報にご留意ください。